

薬剤耐性菌感染症のまん延防止への取組体制  
の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

薬剤耐性（AMR）とは、細菌等が薬剤に対する耐性を獲得した結果、従来の抗菌薬が効きにくくなる、または効かなくなることであり、薬剤耐性菌感染症が気づかないうちにまん延することで、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防等が困難となる「サイレント・パンデミック」が発生するなど、世界の国や地域において公衆衛生上の脅威となっている。

AMR対策を講じなければ、2050年には死亡者数が年間1,000万人に達するとの予測もある中、薬剤耐性菌感染症のまん延防止に向けた体制を早期に整備する上では、新規抗菌薬の開発が最も重要とされているが、難易度の高さや多額の開発費用、将来の感染動向が不明であること、抗菌薬特有の投与期間の短さ等から、投資の回収が見通せず、開発から撤退する企業が相次いでいる。

こうした状況を受け、市場原理が機能しない新規抗菌薬の開発について、各国では国家戦略として製薬会社に対する支援が活発に行われており、G7首脳会議等でも市場インセンティブについて議論されている中、我が国においても抗菌薬による治療環境を維持しつつ、国際保健において主導的な役割を果たすため、抗菌薬確保支援事業の検討を開始したところである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域社会の危機管理と安全保障の観点において、AMR対策を国家戦略とし、感染予防・管理や研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど、薬剤耐性菌感染症のまん延防止への取組体制を強化するよう強く要請する。